

子ども・子育て新システムの導入に反対し、
現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求めることについて

要 旨

国が2013年度から施行を目指すとしている子ども・子育て新システムでは、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域間の格差・家庭の経済状況による格差が生じかねないため、反対である。すべての子どもに質の高い保育と支援を保障するため、現行保育制度の拡充・改革を求める。

理 由

国は、2011年7月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの中間とりまとめについて」（以下、新システム）を決定しました。今後必要な検討を踏まえて、社会保障・税一体改革とともに第180回通常国会で法改正を行い、2013年度から新制度の施行を目指すとしています。

この新システムは、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担などを柱とする仕組みであり、待機児童解消を名目に多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育を市場化、産業化することがねらいです。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきました。しかし、新システムは国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねません。

子どもの貧困や子育て困難が広がる中で都市部では保育所の待機児童が急増しており、過疎地では保育の場の確保が困難になっています。被災地の保育所の復旧・整備も遅々として進んでいません。今必要なことは新システムの導入ではなく、国と自治体の責任で保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育と支援を保障するための公的保育制度の拡充・改革です。

ついては、国に対して「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書」を採択提出していただけるよう陳情いたします。

平成24年2月6日

陳 情 者 横手市四日町4-30
日本自治体労働組合連合秋田県本部
中央執行委員長 星 野 博 之

大仙市議会議長 鎌 田 正 様